

平成19年度 第1回 広島市公共事業（建設関係局所管）評価監視委員会
再評価審議対象事業一覧表

事業種別	事業名	事業区分	事業箇所	事業期間 1	再評価理由 2	一定期間が経過した理由等
下水道事業	特定環境保全 公共下水道事業 〔似島処理区 及び単独公 共下水道関 連の15処理 区並びに流 域関連公共 下水道関連 の15処理分 区〕	国庫 補助 事業	（東区）牛田早稲田 ほか、（南区）似島町 ほか、（西区）山田町 ほか、（安佐南区）沼 田町伴・大塚ほか、 （安佐北区）安佐町 鈴張・久地・飯室、 三入東、可部町勝 木・桐原、狩留家町、 小河原町ほか、（安芸 区）瀬野町、上瀬野 町、畑賀町ほか、（佐 伯区）杉並台、五日 市町石内、倉重ほか	平成20年度 ～ 平成32年度		【再評価を行う理由】 今回、事業計画の認可変更によ り、新たな処理区（似島処理区及 び単独公共下水道関連の15処理 区並びに流域関連公共下水道関 連の15処理分区）について事業着 手することにしたため、国が定め る「下水道事業の新規事業採択時 評価実施要領細目」第2の規定 ³ により再評価を行う。

- 1 事業期間とは、事業費が予算化された年度から完成予定年度までとする。
- 2 : 事業が予算化された後、5年間を経過した時点で未着工の事業
: 事業が予算化された後、10年間を経過した時点で継続中の事業
: 事業費が予算化される前の準備・計画段階で5年間が経過した事業（大規模な国庫補助事業に限る。）
: 再評価実施後、5年間（下水道事業については、10年間）が経過した時点で継続中又は未着工の事業
: 市長が特に必要と認める事業
- 3 「下水道事業の新規採択時評価実施要領細目」第2：新規採択後に全体計画変更、下水道法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けた事業計画の認可変更により新たな処理区に係る事業に着手する場合は継続事業として扱い、「下水道事業の再評価実施要領細目」により評価を行う。